

第 1 1 章 災害対策

第 1 節 災害対策の基本方針	11-1
1. 国等の方針	11-1
1-1. 基本的な考え方	11-1
1-2. 循環型社会形成推進交付金上の取り扱い	11-1
2. 災害対策の基本方針	11-1
第 2 節 新清掃工場における災害対策	11-2
1. 災害に備える基本機能	11-2
1-1. 災害廃棄物への対応	11-2
1-2. 施設の強靱化及び災害廃棄物処理対応の概要	11-2
1-3. 災害廃棄物の適正処理機能の確保	11-3
2. 防災拠点としての機能	11-4

第 1 節 災害対策の基本方針

1. 国等の方針

1-1. 基本的な考え方

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、廃棄物処理施設においても災害時の対応機能強化が求められています。平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、平成 26 年 6 月には、この基本法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。「国土強靱化基本計画」では、自立稼働可能な自家発電設備の設置等も含めた計画的な廃棄物処理施設の更新や災害時に有利な資機材等の確保などを行うことにより、災害発生時にも災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築を方針としています。この方針に基づき、廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 5 月閣議決定）では、「東日本大震災並の規模を含む様々な規模の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。」と明記しています。

1-2. 循環型社会形成推進交付金上の取り扱い

自治体が整備するごみ焼却施設に対する循環型社会形成推進交付金の交付要件については、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、平成 28 年 3 月改訂）に技術要件が示されています。前述の廃棄物処理施設整備計画が平成 25 年 3 月に閣議決定された後、環境省では循環型社会形成推進交付金交付要綱を改訂するとともに、同マニュアルを策定し、国の政策方針に適合する施設整備の推進を図っています。同マニュアルでは、高効率なエネルギー回収及び地球温暖化防止への貢献とともに、災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えることとされています。

2. 災害対策の基本方針

新清掃工場では、施設整備の基本方針の一つである「地域への融和に貢献する施設」を踏まえ、強靱で災害に強く、災害時に発生する廃棄物の適正処理に対応できるとともに、災害時における防災拠点としての機能を備えることを災害対策の基本方針とします。

「災害対策の基本方針」

- ・ 災害時に発生する廃棄物の迅速かつ適正な処理機能を確保します。
- ・ エネルギーを常時利用できる防災拠点としての活用を目指します。

第2節 新清掃工場における災害対策

1. 災害に備える基本機能

1-1. 災害廃棄物への対応

国が定める災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成 26 年 3 月）によれば、ごみ焼却施設の整備に際して、市町村は「東日本大震災並の規模を含む様々な規模の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。その際、大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設を維持する」とされています。

新清掃工場においては、今後、策定される本市の災害廃棄物処理計画との整合を図りつつ、受け入れる災害廃棄物処理量及び期間の検討を行い、広域的視点に基づき災害廃棄物を適正に処理することができる施設として検討します。

1-2. 施設の強靱化及び災害廃棄物処理対応の概要

災害廃棄物対策指針によると、市町村は、災害廃棄物処理計画により一般廃棄物処理施設等の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保等の災害対策を講じ、また、廃棄物処理に係る災害等応急体制を整備するための施設の補修に必要な資機材を備蓄するとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備することとされています。

また、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、平成 27 年 3 月改訂）では、災害廃棄物の受け入れに必要な設備として、下記の設備・機能を装備することを規定しています。

1. 耐震・耐水・耐浪性
2. 始動用電源、燃料保管設備
3. 薬剤等の備蓄倉庫

これを踏まえ、新清掃工場において配慮すべき事項は以下のとおりとします。

①耐震性

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日国土交通省大臣官房官庁営繕部長制定）」による大地震に対す耐震安全性の分類と耐震安全性に関する性能は、表 11-1 のとおりとします。

表 1 1-1 耐震安全性の分類と耐震安全性に関する要求性能

	耐震安全性分類	耐震安全性に関する性能
構造体	Ⅱ 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。

②耐水性

ハザードマップ等で定められている浸水水位に基づき、必要な対策を実施します。

③発電機（始動用電源）

商用電源が遮断した状態でも、自立起動、継続運転ができる発電機（非常用発電機）を浸水対策が講じられた場所に設置します。

④燃料

施設で利用する燃料については、耐震対策が進んでいる都市ガス（中圧管）を採用します。

⑤薬剤等の備蓄

薬剤等の補給ができなくても、プラントの運転が継続できるよう、貯槽等の容量（7 日分程度）を確保します。また、用水については、事業用地内に井戸を敷設することで、上水供給が途絶される事態に備えます。

1-3. 災害廃棄物の適正処理機能の確保

新清掃工場では、災害からの迅速な復旧に向けて不可欠となる災害廃棄物の適正処理について一定の役割を果たします。災害廃棄物は発生場所から一次集積場に持ち込まれ、適切な選別等ののち、分別物が二次集積場に移送されます。二次集積場では、破碎、選別等により可燃物が選別されます。新清掃工場では、この可燃物について、適正処理を行います。受入れ廃棄物の性状や量については、今後策定される災害廃棄物処理計画等との整合を図りつつ設定します。

2. 防災拠点としての機能

新清掃工場では、電気、ガス、居住スペース等について、災害時でも確保できるよう強靱化する計画であることから、これらのインフラを防災拠点として活用することが考えられます。

防災拠点機能例を表 11-2 に示します。新清掃工場においては、関係部局等との調整を図りつつ、以下の防災拠点機能の整備について検討を進めます。

表 11-2 防災拠点機能例

防災拠点機能例	対策事項
避難場所としての機能	災害時において避難場所として活用できるスペースの確保
避難時の備品等備蓄機能	毛布やストーブ等の備蓄
災害時の自立稼働機能	電力供給が遮断された際にも自立稼働が可能なシステムを確保 ※焼却施設の自立稼働により、熱源・電源が確保されます
災害情報収集機能	災害情報収集用端末等の設備を設置
給食設備に係る機能	調理場所、調理器具の設置